

1. 研修事業

■事業の沿革

1. 米国主導の第三国研修を主体とした184名からの出発 (1954年～1955年)
 - ・1954年 我が国のコロombo・プラン加盟
 - ・1954年 (社) アジア協会設立
 - ・1955年 「日米合同訓練計画」に基づき、米国側から見た第三国研修のホスト国として本邦受入れ研修を開始
 - ・1955年 二国間ベースで全額我が国負担方式での受入れ人数はわずか16名
2. 二国間ベースによる全額我が国負担方式による主体的な研修事業への脱皮 (1956年～1961年)
 - ・1957年 各種技術協力計画の開始
 - ・1961年 本邦受入れ累積人数が4000人を超える
 - ・1961年 集団研修方式の導入
 - ・1961年 名古屋国際研修会館 (現名古屋国際研修センター)、茨城国際農業研修会館 (現筑波国際農業研修センター)、三崎国際水産研修会館 (現神奈川国際水産研修センター) 開設
3. 技術協力事業としての発展 (1962年～1973年)
 - ・1962年 海外技術協力事業団 (OTCA) 設立
 - ・1962年 二国間方式による受入れ割合の伸長 (1962年: 54% → 1973年: 94%)
 - ・1964年 「日米合同訓練計画」終了
 - ・1966年 最初の帰国研修員同窓会がマレーシアに誕生
 - ・1967年 中央国際研修センター (後の東京インターナショナルセンター) 開設
 - ・1967年 大阪国際研修センター開設
 - ・1973年 兵庫インターナショナルセンター開設
4. 技術協力事業としての定着と南南協力の展開 (1974年～1990年)
 - ・1974年 国際協力事業団 (JICA) 設立
 - ・1975年 第三国研修の開始、1990年には51コースに拡大
 - ・1976年 八王子国際研修センター開設
 - ・1980年 筑波インターナショナルセンター開設
 - ・1984年 本邦受入れ累積人数が5万人を超える
 - ・1984年 青年招へい事業の開始と全国展開
 - ・1984年 事業形態の多様化と地方展開の推進
 - ・1985年 東京国際研修センター開設
 - ・1985年 沖縄国際センター開設
 - ・1989年 九州国際センター開設
5. 国別の人材養成ニーズに沿った事業の質の向上 (1991年～1994年)
 - ・1989年 国別/地域別コースの増設 (1989年: 11コース → 1994年: 50コース)
 - ・1991年 研修事業部を国別体制に改編
 - ・1993年 第二国研修の開始
 - ・1994年 大阪国際センター開設

■事業の内容

- 本邦受入研修: 集団コース、国別・地域別コース、協定等に基づく特別研修、他の技術協力を人材養成面から支援するカウンターパート研修、国際機関を通じた研修等多様な形態がある
- 第三国研修: 自然・社会・経済環境が似ている途上国を実施場所とするため、より応用性の高い研修が可能
- 第二国研修: 我が国の技術協力により培った途上国の人材を活用し、我が国からの移転技術が地方に普及され定着することを促進するための研修。地域の住民への裨益度が高い環境。WID、人口等の分野が中心となる
- アフターケア: 同窓会の他に、文献供与、機材供与、フォローアップ調査団の派遣等が行われている
- 青年招へい: 「21世紀の友情計画」に基づき、技術協力の一環として、途上国の青年との交流を通じ、友情と信頼を培う事業

■事業の実績

事業の内容	6年度計画	累計実績
本邦受入研修	6,120人	99,816人
第三国研修	1,780人	8,692人
第二国研修	250人	84人
アフターケア	6同窓会	64同窓会
青年招へい	1,410人	10,537人

■今後の課題

1. 国別援助実施指針に沿った国別人材養成計画の作成
2. 国別人材養成計画に基づき、本邦受入れ研修、第三国研修、および第二国研修の役割分担を踏まえた研修計画の作成
3. 事業の効率化および実施体制の整備
4. 地域の特性を活かした事業の地方展開による国民参加型協力の推進
5. 各センターの分野別研修実施機能の強化
6. 第三国研修におけるパートナーシッププログラムの推進
7. 我が国からの移転技術の普及を図る第二国研修の拡大

2. 専門家派遣事業

■事業の沿革

- ・1955年 28名の技術協力専門家をコロombo・プランに基づき東南アジアへ派遣(アジア協会)
- ・1957年 中近東、アフリカ、1958年、中南米、1960年、北東アジアと、我が国独自の技術協力計画を順次拡大(アジア協会)
- ・1968年 国際機関等技術協力計画が発足(OTCA)
- ・1977年 研究協力事業を開始
- ・1985年 日・ASEAN科学技術協力による専門家派遣を開始
- ・1987年 セミナー型専門家、再活性化(有償)協力専門家および民間技能者派遣の諸制度が発足
- ・1989年 チーム派遣(ミニプロジェクト)制度が発足
- ・1990年 再活性化(無償)協力専門家およびシニア協力専門家(ボランティア)の制度が発足
- ・1993年 カンボディア難民再定住計画へ専門家を派遣し、ASEAN諸国との三角協力に着手
- ・1994年 政策助言型専門家、応急現地業務費および第三国専門家派遣の制度化

■事業の内容

1. 一般専門家

途上国などから個別要請に応じ事業団が専門家をその国の政府関係機関、試験研究機関、教育訓練機関などに派遣し、指導・助言、調査・研究等を行うもの。

2. 研究協力専門家

研究協力専門家派遣による研究協力事業は、わが国が途上国との間で合意(R/D署名による)した当該途上国の経済・社会の向上・発展に資する研究テーマについて、研究を行い、途上国の実情に則した開発のための理論・手法の充実、適正技術の開発および制度の改善などに資することを目的とするものである。

3. ミニプロ事業

プロジェクト方式技術協力と個別専門家による技術協力の中間形態として、複数の専門家(チーム派遣)を協力の核とし、小規模の機材供与(開発支援機材)およびカウンターパートの本邦研修を必要に応じて有機的に組み合わせ実施するものである。協力の開始にあたって、相手国実施機関との間で協力内容に関し討議議事録(R/D)を作成している。

4. 再活性化専門家

途上国に対しすでに円借款無償資金協力などで供与された施設・機材の中で、老朽化したものの再活性化を図るとともに、それらの保守・管理技術の移転を目的として、チームで派遣される専門家である。

5. 民間技能者派遣(民活専門家)

わが国の民間企業の技術者が有する知識や技術を、途上国の産業育成・指導などの技術協力に活用すると同時に、

国際化に対応した、わが国の民間企業の技術者の職業能力開発とを目的としている。JICAと雇用促進事業団との共同事業である。

6. シニア協力専門家

ボランティア精神にとみ、かつ幅広い技術・知識と豊かな経験を有した40歳以上の中高年の人材を、シニア協力専門家派遣とり極めに基づき途上国に派遣するものである。途上国においては、相手国の人々と密着した草の根レベルの交流を大切にしながら、技術協力を行うことが期待されている。

■事業の実績(平成5年度)

事業の内容	派遣人数	
一般個別	1,759人	(1,145)
二国間個別	1,487人	(978)
ミニプロ	154人	(111)
国際機関	118人	(56)
研究協力	64人	(40)
再活性化	5人	(5)
民活	25人	(7)
小計	1853人	(1,197)注
シニア協力専門家	32人	(15)

注) ()内は新規派遣
新規のうち短期903人、長期294人

■今後の課題

1. 現行の要望調査による「案件指向型事業」から、国別アプローチによる「目的指向型事業」への転換
2. 案件形成のための調査機能の確立
3. 派遣人数・時期(人/日)の明確化による計画的事業の実施
4. 専門家のリクルート基盤の拡充と整備、それによる十分かつ適格な専門家の確保
5. 地方自治体、民間等からの専門家の活用による「国民参加型事業」への転換
6. 求められる専門家の役割・機能の多様化とその整備
7. モニタリング・評価制度による専門家業務の進捗管理
8. 上流・下流機能による他事業との計画的連携の強化
9. 専門家業務報告書等の情報の蓄積と活用
10. シニア専門家派遣事業の拡充と体制整備
11. 手続業務の合理化と簡素化

3. 機材供与事業

■事業の沿革

- ・1964年 旧海外協力事業団において、5000万円の予算で本事業を開始。開始当初より発展途上国の要請度は高く、初年度40件、約1億5000万円の要請があったが、実際に供与した件数はアジア地域を中心に14件、充足率35%
- ・1980年 供与機材のフォローアップの充実を図るべく、修理部品の購送および機材修理技術者の派遣を開始
- ・1981年 ハード面での機材の供与に加えて、体系的な技術知識・情報の移転を目標に、文献、技術情報などソフト面での機材供与も開始
- ・1984年 従来、供与機材の据付け・指導のため、メーカー等の技術者を短期専門家として専門家派遣費により派遣していたが、当年度から、本事業費により据付け専門家の派遣を開始
- ・1993年 機材の据付けに先立ち、工事図面を本邦にて作成し、送付および当該工事の施工管理、監督のための技術者を派遣するシステムを採用

■事業の内容

1. 本事業は、派遣専門家、協力隊員が任国において技術の指導・普及を行う際、あるいは帰国研修員が我が国で研修した知識・技術を有効に活用するに当たり、必要機材の不足や未整備のため、これらの業務が円滑に行えない場合、当該発展途上国の要請を受けて必要機材を供与する事業である
2. 無償資金協力やプロジェクト方式技術協力の機材と区別する目的で「単独機材供与」とも呼び、機材の供与を独立した事業として行うのではなく、人と物を有機的に組み合わせることによって技術協力の効果をより一層高めようとするものである

(1) 機材供与

- ①一般単独機材供与 1件当たり1000万円～1億円程度の機材供与
- ②小規模単独機材供与 1件当たり1000万円以下の規模の機材供与
- ③修理部品供与 本事業により供与した機材の修理に必要な部品の供与

(2) 機材供与関連専門家(短期)派遣

- ①機材据付け指導専門家(短期)派遣
- ②修理専門家(短期)派遣

(3) 実施計画調査

要請のあった機材の使用目的、仕様の詳細、付属品や消耗品の内容等の調査の実施

(4) 文献・技術情報

技術協力に必要な外国語による文献および視聴覚教材(主としてビデオ教材)の供与

■事業の実績

1. 過去20年の要請案件数の推移

1976年度までは各年度約100件程度であったものが、1983年には140件を超え、1993年度には240件余と推移

2. 実施案件数と実施率

1983年度実施案件数は、38カ国50件(一般単独機材供与32カ国40件、小規模単独機材供与10カ国10件)であり、要請数に対する実施案件数の割合は約50%であったが、1993年度では、44カ国66件(一般単独機材供与32カ国42件、小規模単独機材供与19カ国24件)となり、実施件数は増えたが、要請数に対する割合は約27%にとどまっている

■今後の課題

1. 予算の増額措置

本事業が一種のオファー方式である以上、要請の60%以上を充足しうる予算の増額を図る(ちなみに過去20年来の充足率は35%を大幅に上回った実績なし)

2. 事務処理上の改善

相手国からの要請書の極度の遅延や内容不明確に対し、在外事務所などの一層の協力を得て、的確な事務処理の指導を行うなど、改善策をより進める

3. 文献・技術情報の充実

文献および視聴覚による(ビデオ)供与における、購送業務のスピーディ化を図るとともに、従来、断片的に移転してきた専門的情報を体系的なものにするため、文献・技術情報(ビデオ)供与により力を入れる

4. プロジェクト方式技術協力事業

■事業の沿革

1. 技術協力センター事業

- ・1957年 東南アジア6ヵ月歴訪中の岸首相(当時)が、我が国の技術協力の新しい第三の柱として技術協力センター構想を打ち出した(6月)
- ・1958年 当該年度通産省予算としてインド西ベンガル原型生産訓練センター設立のための経費が認められ、技術協力センター事業が開始された
- ・1959年 技術協力センター事業予算の外務省一元化が閣議決定されるとともに、タイ電気通信、パキスタン農業、セイロン漁業、イラン中小工業の4センター設置予算が計上された
- ・1960年 我が国と東パキスタン(現バングラデシュ)政府との間で協定が成立し、農業訓練センターが最初のセンターとして開設され、その後タイ電気通信訓練センター以下の協定が成り、順次センターが開設された(7月)
- ・1969年 小型プロジェクト協力事業が技術協力センター事業の一部として認められ、メキシコ電気通信訓練センター等への協力に採用された
- ・1975年 短期専門家派遣が認められ、要員派遣の機能性が高まった
- ・1977年 無償との連携プロジェクトとしてパラグアイのアシオン職業センターが取り上げられ、交換公文(E/N)が10月に締結された
- ・1978年 アフターケア事業が開始された
- ・1980年 従来のあるいは公的機関が有する技術・ノウハウに対応できない分野については、民間コンサルタントを活用するための予算措置が講じられた
- ・1981年 ASEAN5ヵ国歴訪中の鈴木首相(当時)により「ASEAN人造り構想」が提唱され、予備調査団が派

遣された(1月)

- ・1982年 ASEAN人造り関連プロジェクトについての協議が重ねられ、8月にはマレーシアとの間で討議議事録(R/D)の署名を最初に、プロジェクトが順次開始された
- ・1983年 ASEAN諸国歴訪中の中曽根首相(当時)により、我が国との科学技術の成果を分かち合うという観点からの技術協力が提唱された(5月)
- ・1987年 ASEAN科学技術関連プロジェクトが同年7月インドネシアとの間で討議議事録の署名を最初に、6ヵ国において開始された
- ・1990年 グローバルイシューの高まりとともに同年4月よりタイにおいて環境研究研修センタープロジェクトが開始された
- ・1991年 年々複雑化、大型化するプロジェクト活動の国内支援体制整備のための予算が認められ、さらに充実したプロジェクト活動が展開可能となった
- ・1992年 プロジェクト運営、管理を体系的に実施するためJPCM(日本版プロジェクト・サイクル・マネジメント手法)が導入され、フィリピン職業訓練概要機構プロジェクトにかかる調査段階で初めて適用された

2. 保健医療協力事業

- ・1958年 エチオピアへの医師派遣により医療協力分野への協力が開始される
- ・1966年 医療協力室が設置され、センター事業より医療協力事業費が独立した予算となった。海外医療協力委員会が設置され国内支援体制が整えられた
- ・1970年 医療協力室から医療協力部へと発展
- ・1979年 タイ国に対し、カンボディア難民の人道的援助として救援活動を行い、タイ政府を支援した

年度	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
予算額 (百万円)	4,637	5,544	6,355	7,126	8,735	10,761	13,337	14,921	16,452
プロジェクト数 (件)	91	98	97	101	115	126	136	133	153
調査団派遣 人数(人)	259	328	332	386	388	411	481	719	751
専門家派遣 人数(人)	419	410	417	594	761	898	1,278	1,392	1,411
機材供与額 (百万円)	2,689	2,722	3,062	3,018	4,067	5,395	6,044	6,242	6,287
カウンターパート 研修員受入数(人)	-	-	-	228	272	266	314	348	409

3. 人口家族計画協力事業

- ・1969年 インドネシアに対する家族計画協力をもって事業が開始される
- ・1975年 家族計画問題等専門部会が設置される
- ・1980年 人口家族計画協力事業として保健医療協力事業より独立の予算が認められた
- ・1982年 社会主義国に対する初めての家族計画プロジェクトが中国で開始された

4. 農林水産業協力事業

- ・1967年 農業協力事業としてセンター事業より独立の予算が認められた
- ・1977年 農業協力事業から新たに森林保全などを包含した農林業協力事業となる
- ・1978年 水産分野のプロジェクトがセンター事業より農林業協力事業に移管される

5. 産業開発協力事業

- ・1978年 産業開発協力事業として独立の予算が認められた
- ・1993年 オファー方式による初めての積極型環境保全協力プロジェクトがブラジルおよびマレーシアで開始された

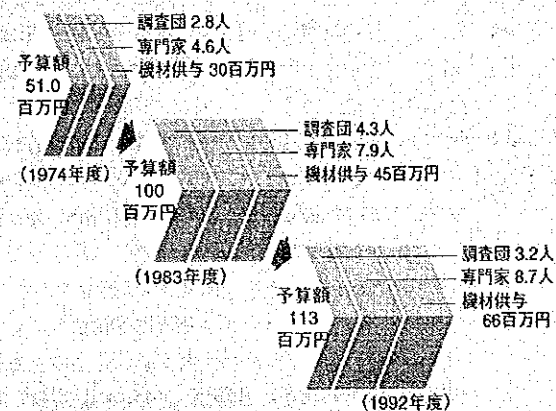
■今後の課題

1. 近年NIES諸国の台頭を始め、途上国間の発展度合に差が生じており、その差も広がりつつあることから、きめ細かく途上国のニーズに対応する必要がある
2. プロジェクト内容が複雑化、高度化する傾向が続いており、このため更なる国内支援体制の充実が必要であるとともに、近年認識が高まりつつあるグローバルイシュー（環境、開発と女性、人口、貧困、初等・中等教育等）に対応できる体制を組む必要がある
3. JPCM手法の適用を拡大し、体系的なプロジェクトを定着

させる必要がある

4. プロジェクトの終了後においても、相手方の組織が自立し、持続発展ができるように配慮した協力を実施し、フォローアップなど適切な措置を講じることができるとような体制に整備していく必要がある
5. プロジェクト実施中においては本来相手国が負担すべきローカルコストの負担能力が低い場合、その努力を促す一方、その支援の充実に努める必要がある
6. 環境分野の一部プロジェクトについては「オファー方式」による積極的な協力を実施しているが、さらにこの方式を充実させることが肝要である

1プロジェクトあたりのプロジェクト予算額



予算額・調査員・専門家は全体数をプロジェクト数で除したもので、機材供与は実績額を実績案件で除したものである

1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
17,721	18,753	19,788	21,666	23,239	24,797	26,211	27,711	29,422	31,527
125	131	141	141	160	165	175	185	183	207
178	178	191	194	220	213	211	252	266	279
761	819	936	860	968	769	819	763	878	904
1,414	1,441	1,545	1,688	1,869	1,970	2,100	2,206	2,241	2,419
891	951	992	1,116	1,241	1,289	1,345	1,462	1,493	1,630
5,594	8,251	7,605	8,036	9,094	10,296	8,757	12,878	11,377	13,736
452	497	665	506	550	597	689	546	712	705

1. 専門家数上段は継続者を含む総数。
 2. プロジェクト数は事前を含む。1983年以降上段はアフターケア、事前を除くR/D協力期間中のもの。
 3. 機材供与額は実績ベース。

5. 開発調査事業

■事業の沿革

- ・1957年 建設、運輸、農業等の開発調査の実施のため外務省が「国際技術調査委託費(1500万円)」を予算計上、調査の実施を(社)国際建設技術協会に委託
- ・1958年 国連アジア極東経済委員会への協力の一環として外務、通産の両省が各々「メコン河開発計画調査事業費」を予算計上、調査の実施を(社)メコン河総合開発調査会に委託('59年度に外務省予算に一本化)
- ・1962年 海外技術協力事業団が設立、外務省から「海外技術協力実施委託費・投資前基礎調査費」を、また、通産省から「海外開発計画調査委託費」を受託し、上記調査を実施
- ・1966年 建設省から「スマトラ縦貫道路建設計画調査委託費」を受託し、スマトラハイウェイ建設計画調査を実施
- ・1968年 外務省から経済開発計画実施設計等委託費を新たに受託し、施設建設のための詳細設計、入札図書を作成を開始
- ・1970年 マラッカ海峡の水路調査のためのマラッカ海峡調査事業費および調査終了済案件のアフターケア調査費が予算化されるとともに、海外開発計画調査委託費の一部に資源開発協力基礎調査委託費が新設され、鉱物資源の賦存量調査を開始
- ・1971年 (~1973年度) '71年度に地形図作成調査およびプロジェクト研究、'72年度に長期調査が新規に予算化される等、開発調査事業は量的にも、質的にも拡充。この結果、予算は、'62年度の1億7400万円から'73年度の23億5100万円へと飛躍的に増大
- ・1974年 国際協力事業団が設立。これに伴い外務省からの委託費が交付金「開発調査事業費」に変更、事業団の自主的な業務実施の範囲拡大
- ・1975年 (~1988年度) 交付金においては、'75年度に開発調査費の農林水産業開発調査費を区分計上、'76年度に林業、水産資源調査に必要な経費、'79年度に地下水開発調査に必要な経費を、また、委託費においても、'81年度に中国工場近代化計画調査、'83年度にASEANプラントリノベーション調査、'87年度にアジア工業化総合調査に必要な経費を新たに予算化する等、開発途上国の援助ニーズの多様化にきめ細かく対応すべく、開発調査事業を質的、量的に拡充
- ・1989年 (~1993年度) 平成元年度に分野別援助研究「環境」を実施して以降、開発調査主要20分野の環境配慮ガイドラインの作成を行うとともに、関連経費の予算化を行い、専任担当団員の配置による事前調査段階からの環境配慮の強化・拡充、調査終了済案件へのアフターケアの一環としての環境影響評価調査、ならびに広域的あるいは総合的、複合的環境問題を取

り扱う大規模環境調査を開始

- ・1994年 冷戦後の新たな援助ニーズに積極的な対応を行うべく「市場経済化支援に必要な経費」を予算化

■事業の内容

1. マスタープラン調査
2. フィージビリティ調査
3. 地形図作成調査
4. 地下水開発調査
5. 資源開発協力基礎調査(鉱物、林業、水産資源)
6. 実証調査(農業)
7. 実施設計調査
8. アフターケア調査

■事業の実績

年度	開発調査費		海外開発計画調査事業費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
'62	14	129	4	45	19	174
'63	12	145	9	65	21	210
'64	12	145	8	65	20	210
'65	12	155	7	75	19	230
'66	15	274	6	80	22	354
'67	13	195	8	95	21	290
'68	17	319	8	88	25	407
'69	18	313	8	118	26	431
'70	20	447	11	303	31	750
'71	27	619	11	475	38	1,094
'72	37	896	15	732	52	1,628
'73	40	1,321	18	1,030	58	2,351
'74	40	2,318	26	1,416	66	3,734
'75	48	2,856	33	2,164	81	5,020
'76	78	4,001	35	2,657	113	6,736
'77	106	5,519	61	3,117	167	8,636
'78	138	6,683	75	3,547	213	10,230
'79	177	8,517	86	4,039	263	12,556
'80	163	10,285	97	4,742	260	15,027
'81	214	11,542	92	5,290	306	16,832
'82	316	12,303	78	5,808	394	18,116
'83	224	13,190	105	6,135	329	19,325
'84	263	13,959	112	6,319	375	20,277
'85	199	13,450	86	6,744	285	20,194
'86	209	14,389	107	6,873	316	21,261
'87	222	16,533	112	6,973	334	22,506
'88	221	15,903	103	7,180	324	23,083
'89	194	17,073	95	7,624	290	24,697
'90	177	18,475	93	8,099	275	26,574
'91	171	19,801	94	8,482	265	28,283
'92	185	21,128	90	8,845	275	29,973
'93	205	22,543	99	9,252	304	31,795
計	3,690	254,609	1,808	118,477	5,498	373,086

注1) 件数は本邦に属しない費を、ただし、平成5年度は見込みの数
 注2) 金額は当邦円ベース(単位:百万円)
 注3) 海外開発計画調査事業費は、海外開発計画調査費と資源開発協力基礎調査費を含む

■今後の課題

1. 開発途上国における「持続可能な開発」を促進するため、環境問題、人口問題、WID等のグローバルイシューへのより一層の対応
2. 市場経済化に対する知的支援等の新たな援助ニーズへの対応
3. 開発調査の効果をより一層発現するため、技術協力、無償資金協力、有償資金協力との有機的連携のシステムの構築ならびに先進国援助機関、国際機関との連携の促進
4. 開発調査の質的向上を図るため、各種マニュアル類の整備、国別・分野別基礎情報の集積・整備やインハウスコンサル等多面的人材の活用等の検討ならびに開発調査終了後のフォローアップ調査の内容の充実と成果の有効活用

6. 青年海外協力隊派遣事業

■事業の沿革

- ・1965年 日本青年海外協力隊事業発足。事業の実施は、旧海外技術協力事業団に委託され、同事業団の中に「日本青年海外協力隊事務局」が設置された
ラオス隊員5名初派遣
- ・1966年 カンボディア、マレーシア、フィリピンの3カ国、26名初派遣
青年海外協力隊ビル建設（広尾）
協力隊調整員制度発足
- ・1969年 日本青年海外協力隊OB会設立
- ・1970年 「日本青年海外協力隊運営諮問委員会」設置
- ・1973年 事務局機構改革、新業務方式スタート（地方対策、選考システムの改正、訓練方式の修正、所属先補填制度の制定等）
- ・1974年 国際協力事業団設立、協力隊事業は同事業団法第21条第2号業務として明文化、「青年海外協力隊」と改める
- ・1975年 第1回協力隊運営委員会開催
- ・1976年 (社)「協力隊を育てる会」発足
- ・1979年 協力隊駒ヶ根訓練所設置（長野県駒ヶ根市）
- ・1982年 OB会による物故隊員慰霊碑建立除幕式開催
- ・1984年 (社)「青年海外協力協会」発足
広尾・駒ヶ根両訓練所、「自己完結・同時訓練」方式開始
協力隊事業発足20周年記念事業実施
- ・1986年 協力隊員チーム派遣開始（セネガル緑のプロジェクト）
- ・1988年 UNV（国連ボランティア計画）派遣協定締結
- ・1990年 派遣隊員累積1万人突破
協力隊事業発足25周年記念事業実施

- ・1993年 二本松訓練所建設工事スタート
平成5年度秋募集応募者5000名突破

■事業の内容・実績

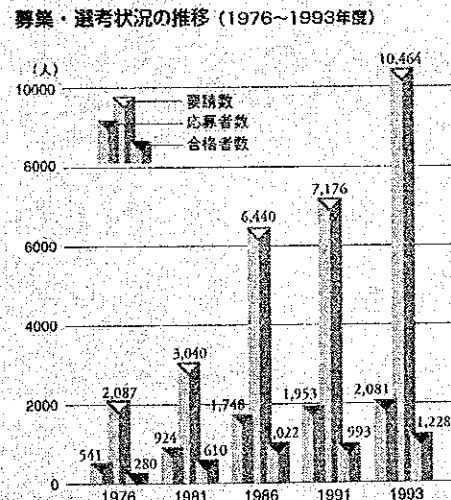
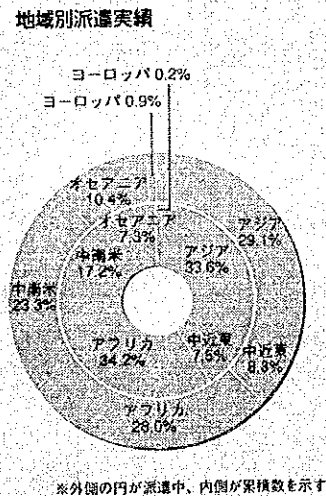
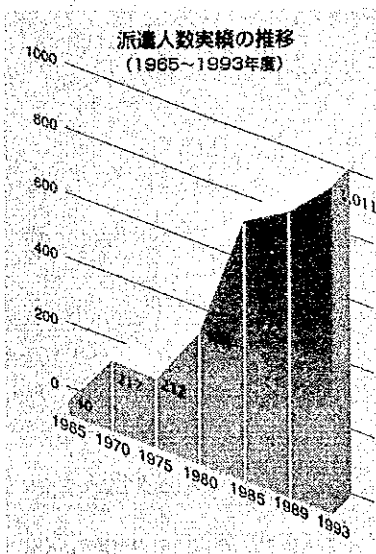
1. 隊員派遣実績（1994年3月31日現在）

1) 派遣取極締結国	61カ国
①派遣実績	59カ国
②派遣中の国	52カ国
③派遣中止／見送り中の国	7カ国
2) 派遣実績（人数）	
①派遣中	2010名（848名）
②累計	1万3371名（3653名）

注）（ ）内は女性隊員数

■今後の課題

1. 21世紀の協力隊事業に向けて
 - 1) 事業の現状・問題点の総点検（30年間のレビュー）
 - 2) 30周年記念事業の策定
2. 実施体制の強化
 - 1) 二本松訓練所設置とその活用
 - 2) 専門調整員制度の導入
3. 事業の改善および拡充
 - 1) 要請背景調査の充実
 - 2) 適格者の確保
4. 婦国際員に対する支援
 - 1) OB会の活用と活性化
 - 2) 国内支部・育てる会・OB会の連携
5. 海外開発青年事業への取組み



7. 無償資金協力事業

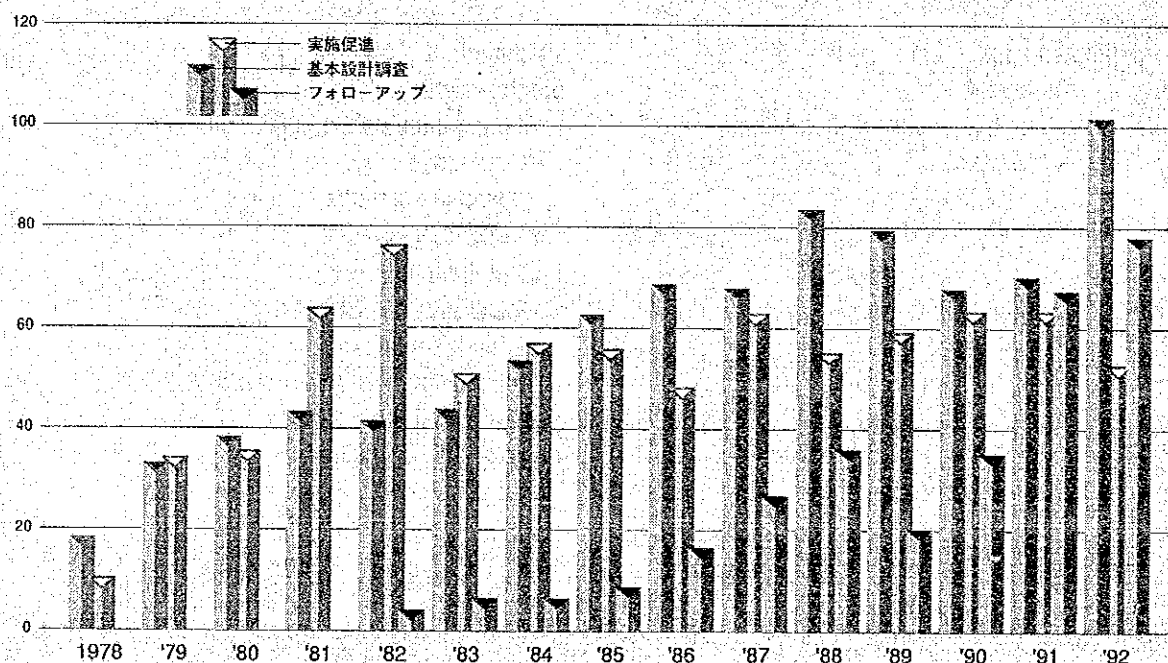
■事業の沿革

- ・1978年 無償資金協力の実施促進業務開始(無償協力・調達部)
- ・1979年 無償資金協力部設立(三課)
- ・1982年 フォローアップ調査業務開始
- ・1983年 在外事務所での実施促進業務開始
- ・1984年 2KR(食糧増産援助)実施促進業務開始(一部四課)
- ・1985年 無償資金協力二部(業務部、調査部)体制に(二部五課)
- ・1986年 フォローアップ機材供与開始
- ・1990年 調査審査課新設(二部六課)
- ・1993年 フォローアップ業務課新設(二部七課)

■今後の課題

1. 無償本体予算のJICAへの移管を念頭においた実施体制整備
 - (1) 本部および在外事務所における実施体制の充実
 - (2) 優良案件の発掘・形成機能強化
 - (3) 効率的、効果的な事業実施のための業務改善
2. 評価フォローアップ機能の強化
3. 技術協力等との、より一層の連携強化
4. 先進国、他国際機関等との連携強化

■事業の内容・実績



8. 開発協力事業

■事業の沿革

- ・1974年 当年国際協力事業団設立の際、海外貿易開発協会より業務の一部を引き継ぎ設立
- ・1976年 日-イ合弁現地法人によるアルミニウム精錬事業に付随して必要となる関連施設整備事業（道路、橋梁、港湾などの整備、街造り）を、日本とインドネシア両国のナショナル・プロジェクトとして実施、これに約107億円を融資
- ・1979年 ブラジルの半乾燥地域（セラード）の開発協力事業開始
- ・1993年 新たに「環境保全型造林融資」が制度化される
- ・1994年 ブラジルのセラード北部地域において8万haの試験的事業開始、これに約72億円融資

■事業の内容

1. 社会・農業・林業・鉱工業の4部門による政府ベースの援助と民間企業の海外投資をリンクさせ、途上国の社会基盤整備、企業振興、あるいは輸出促進を中心に、その経済発展に貢献しようとする融資制度
2. 本融資制度は、途上諸国で地域開発的な事業を計画している日本の企業に対し、ソフトな条件で資金を融資するとともに、各種調査の実施、技術専門家の派遣、途上国からの研修員の受け入れと技術面の支援をするのが大きな特徴
3. マラッカ海峡の航路標識整備のため、延べ97名の専門家を派遣し、技術指導をするとともに海上輸送路の安全確保に貢献

■事業の実績

単位：百万円

事業種別	件数	融資総額	返済総額
社会開発	4	2,460	2,026
農業	82	34,667	20,502
林業	51	12,742	10,600
鉱工業	34	21,435	19,227
合計	171	71,304	52,355

注：「農業」には、1,000百万円の出資を含みます

■今後の課題

1. 20周年を迎える現在においても、未だ知名度が十分とはいえないため、本事業の制度の紹介・広報活動を一層強化しつつ、本事業の活性化を図り、内外のニーズに応えることが必要
2. 新規の融資案件の発掘・形成に際し、他の事業部門（プロ技、無償、開調）との連携をさらに積極的に進める
3. 先進諸国のみならず、開発途上国においても年々深刻化する環境保全問題に寄与する案件について、より積極的に対応

貸付条件

事業規模	融資比率	金利	償還期間	うち償還期間	
試験的事業	3億円以下	100%	0.75%	20年以内 (30年以内)	5年以内 (10年以内)
	3億円～15億円	75% (100%)	2.5～3.5%		
関連施設整備事業	4億円以下	100%	0.75%	20年以内 (30年以内)	5年以内 (10年以内)
	4億円超20億円以下	70% (100%)			
20億円超～30億円	70% (100%)	2.5～3.5%			

()内は環境保全型造林の場合

9. 海外移住事業

■事業の沿革

1. 海外移住の推移

(戦前)

・1868年、ハワイ移住開始以降約77万7000人が移住

(戦後)

・1952年、ブラジル(アマゾン河流域)移住再開、その後1993年度まで約27万人が移住

・1955年代前半をピークにして1962年頃から漸減傾向

(現況)

・年間約3000人が移住、日系人数約216万人、内、当事業団扱い移住者総数は、中・南米6万7036人、北米・オーストラリア5998人、合計7万3034人

事業団扱い移住者数(過去20年間)

単位：人

区分	'74～'78年	'79～'83年	'84～'88年	'89～'92年	累計
中 南 米	2,132	1,045	406	176	3,759
北米・オーストラリア	360	1,275	314	73	2,022
合 計	2,492	2,320	720	249	5,781

2. 移住者取扱機関の変遷(戦後)

・1954年(財)日本海外協会連合会設立(1月)

・1955年(株)日本海外移住振興設立(9月)

・1963年 海外移住事業団設立(7月)

・1974年 国際協力事業団設立(8月)

*ブラジル移住は戦後の移住の主流を占め、現地における移住者の援護業務は当事業団出資による現地法人「ジャミック移住民有限責任持分会社」(JAMIC)および「ジェミス金融(株)」(JEMIS)が実施

・1981年 JAMIC、JEMISの解散(ブラジル民法第11条)→在ブラジル各公館移住担当職員事務所へ移管(9月)

■事業の内容

1. 移住者の送出国業務

(1)海外移住に関する情報の提供や相談・啓発業務

(2)移住者に対する適応訓練・講習業務

2. 移住者・日系人に対する援助指導業務

(1)海外開発青年の派遣

(2)専門家(農業・医療・教育)およびシニア専門家(日本語・福祉)の派遣

(3)農業試験場の運営・管理(試験研究、普及活動等)

(4)医療衛生対策(診療所の運営補助、巡回診療等)

(5)教育対策(日本語教育、教育施設の補完整備等)

(6)生活環境整備対策(道路、電化等)

(7)人材育成(移住者および子弟のための各種研修制度実施、日系人本邦就労者帰国前研修)

3. 移住業務の調査統計業務

移住者・日系人社会に関する基礎資料の整備および情報提供(移住地農家経済調査、受入れ国調査、国別調査等)

4. 入植地業務

移住者のための入植地造成・分譲・管理を実施

5. 融資業務

移住者の定着・安定に寄与するために事業資金などの融資を実施

■事業の実績

移住事業費(交付金)実績表

単位：百万円

区分	'74～'78年	'79～'83年	'84～'88年	'89～'92年	累計
1. 送出国業務	1,568	1,936	2,349	2,113	7,966
2. 援助指導業務	3,535	6,702	7,594	7,833	25,664
3. 調査統計業務	104	212	275	253	844
合 計	5,207	8,850	10,218	10,199	34,474

移住関係貸付金の実績表

単位：百万円

区分	'74～'78年	'79～'83年	'84～'88年	'89～'92年	累計
貸 付	6,831	10,073	7,100	5,288	29,292
回 収	3,903	5,415	5,869	4,210	19,397

■今後の課題

1. 移住事業の再編

近年の海外移住を巡る状況の変化に対応した業務実施体制の確立

2. 既移住者の定着・安定促進の事業

移住者・日系人社会の成熟段階(度)を見極め、最適な援護施策の計画・策定実施

3. 移住者・日系人社会への支援拡充の事業

移住者・日系人の果たす役割を積極的に評価し、周辺地域住民との調和ある発展を目指し、経済技術協力事業との連携も踏まえた支援・協力の推進

10. 緊急援助隊事業

■事業の沿革

- ・1982年 国際緊急医療チーム (JMTDR) 設立。ここに、JICAを通じて組織的に、災害援助等を行うことを目的とした医療チームを派遣するシステムが作られた (3月)
- ・1984年 エチオピアの旱魃災害にJMTDRを派遣、これはJMTDRによる初めての災害医療援助 (12月)
- ・1985年 国際緊急援助体制の整備について閣議了解 (医療チームだけでなく、救助チーム派遣も含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備の必要性が閣議で了解される) (12月)
- ・1987年 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」 (以下「派遣法」) が成立、同年9月16日施行。この法律の成立により、医療チーム、救助チーム、専門家チームによる総合的な国際緊急援助体制が整備された (8月)
- ・1988年 JICA医療協力部門に国際緊急援助室設置 (7月)
- ・1992年 JICA国際援助隊事務局を新設 (災害援助協力事業の伸長に伴い、国際緊急援助室を改組したもの) (4月) 「派遣法」の一部が改正 (6月19日施行) され、より大規模かつ自己完結型の緊急援助隊が認められることになり、これにより自衛隊の国際緊急援助隊への参加が可能となった (6月)

■事業の内容



(注) 資金援助：外務省が実施
 人的援助および物的援助：JICAが実施

■事業の実績

1. 各国の災害援助実施機関との連携、協調
2. 先進国、国際機関との連携
3. 民間セクターとの協力関係の強化ならびに地方自治体およびNGOとの連携
 - ・国際緊急援助隊医療チーム候補者の登録促進 (特に看護婦、看護士)
 - ・地方自治体職員 (医師・看護婦) の国際緊急援助隊派遣上の問題点の整理
 - ・民間援助物資輸送業務についての地方自治体への周知・広報活動の強化
4. 広報活動の拡充、強化

国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績

(1994.4.1現在)

	救助チーム	医療チーム	専門家チーム	チーム派遣計	人員数/日数
1987年度	0	0	2	2	3
1988年度	0	4	2	6	12
1989年度	0	2	0	2	7
1990年度	2	2	2	6	17
1991年度	1	7	1	9	19
1992年度	0	1	2	3	18
1993年度	1	1	1	3	18
計	4	17	10	31	94

1.1. 専門家の福利厚生事業

■ 事業の沿革

(専門家処遇制度改善の年度別一覧)

- ・ 1974年 子女教育手当制度の新設(子女教育手当)
- ・ 生活環境整備制度の新設(生活環境整備)
- ・ 1975年 移転料に水路、陸路加算を新設(外国旅費)
- ・ 健康管理のための旅費支給基準の制定(健康管理旅費)
- ・ 海外共済会の設立(共済制度)
- ・ 1976年 不健康地においては、派遣期間を2年に区分した期間毎1回の休暇一時帰国を認める(休暇一時帰国)
- ・ 1977年 住宅事情が劣悪な国に在勤する専門家に対する一括前払いおよび住居手当限度額の特例適用を骨子とする制度の新設(借上げ住宅制度)
- ・ 子女教育手当加算分支給制度の新設(子女教育手当)
- ・ 医療事情が劣悪な地域に派遣されている専門家および扶養親族を対象に健康相談を実施する制度を新設(健康相談巡回指導)
- ・ 国内融資の斡旋制度の新設(共済制度)
- ・ 1978年 公費による忌引一時帰国の新設(忌引一時帰国)
- ・ 旅行期間が7日以内の場合は在外事務所長の承認で許可することとした(任国外旅行)
- ・ 任期満了後に帰路変更を認めることとした(帰路変更)
- ・ 専門家生活環境整備実施要綱を制定(生活環境整備)
- ・ 1979年 病気療養一時帰国制度の新設(病気療養一時帰国)
- ・ 災害見舞金の新設(海外共済会)
- ・ 1980年 高地に在勤する専門家等の高地健康管理旅費支給制度を新設(高地健康管理旅行)
- ・ 1981年 在勤地のみが僻地に該当する場合も手当支給の対象とすることとした(僻地手当)
- ・ 1982年 一定の範囲で在外事務所において許可できることとした(一時帰国等の許可)
- ・ 本邦で看護人をつける場合の給付額を新設(海外共済会)
- ・ 肝炎抗体の検査と予防接種の実施(健康診断)
- ・ 1983年 所属先がありながら無給休職とされている専門家に国内俸を支給できることとした(人件費補填)
- ・ 1985年 健康および衛生管理上問題がある地域に派遣されている専門家の生活環境の実態を調査・把握し適切な整備を図る調査を新設(生活環境実態調査)
- ・ 1986年 一時呼寄せができる子女の年齢を満20歳未満から25歳未満に引き上げた(子女の一時呼寄せ)
- ・ 1988年 住宅の借上げに際し仲介業者へ払った手数料を家賃の額に含めることができることとした(住居手当)
- ・ 健康管理に関する情報を整備するため健康管理室を新設(健康管理)
- ・ 1989年 任国に適当な教育機関がなく任国以外で教育を受けさせることが不可欠と認められる場合には子女教育手当支給対象とした(子女教育手当)

対象年少子女が18歳に達した時点で支給を打ち切っていたのを、18歳に達した時点で属する学年が終了するまで支給期間を伸ばすこととした(子女教育手当)

任国等において専門家が死亡した場合において、残務処理等のため家族が引き続き滞在する場合支給されていた20/100の住居手当を100/100に引き上げた(住居手当)

主にLLDC地域での重病者発生時等の緊急時に手術措置等医療整備の整った国外へ移送するシステムを新設(緊急医療体制)

- ・ 1992年 健康相談巡回指導調査団に合流し健康相談を受けるために必要な旅費を支給する域内健康管理旅行制度を新設(域内健康管理旅行)
- ・ 休暇一時帰国期間を30日から45日へ、2回目以降の健康管理旅行期間を30日から45日取得可能とした(休暇一時帰国・健康管理旅行)
- ・ 1994年 専門家等が急病になった場合や事故に遭遇した場合、さらには日常的・直接的な健康管理指導を行う健康管理員を在外事務所に新設(専門家健康管理員)

* 専門家の処遇制度の基本的枠組みは旧海外技術協力事業期から踏襲したものである

■ 事業の内容

専門家の処遇の内容として

1. 在勤基本手当、家族手当および住居手当を基本とし、在勤地が僻地と認定された場合に支給される僻地手当、高度の専門性を有する者に支給される特別技術手当、外国語能力の優れた者に支給される語学手当、18歳未満の子女の教育に支給される子女教育手当等の支給
2. 一時帰国や健康管理のための旅費の支給
3. 本邦に残留し学校に在学中の子女を一時呼び寄せる制度
4. 災害に対する業務上災害補償や共済会制度
5. 派遣国で急病等になった場合、医者を急派する緊急医療体制
6. 専門家の所属先に人件費を補填する制度
7. 専門家が帰国後、無職の場合、生活保障金を支給する制度等があるが、それら諸制度の設置、実施

■ 今後の課題

1. 専門家および随伴家族の健康相談を行う専門家健康管理員を配置する在外事務所数の増設
2. 専門家の派遣国に在外事務所や在外公館がなく、医療情報が不十分な場合、派遣国の衛生環境・医療情報を収集し、派遣前に的確な医療情報を提供すること、併せて罹患予防の指導強化
3. 日本人学校が設置されていない派遣国における、専門家の子女教育の不安を解消する一助として、子女教育の相談に応じる制度の新設
4. 安全対策・管理体制の整備

12. 専門家養成確保事業

■事業の沿革

1. 国際協力総合研修所設立前

- ・1966年 専門家登録制度の発足
- ・1974年 国際協力事業団設立
- ・1974年 派遣前研修、個別語学研修、個別技術研修の開始
- ・1974年 中期研修、海外研修の開始
- ・1977年 国内長期技術研修の開始
- ・1979年 専門技術嘱託の委嘱

2. 国際協力総合研修所設立後

- ・1983年 国際協力総合研修所設立
- ・1983年 国際協力専門員制度の発足
- ・1986年 地方自治体職員等国際協力実務研修の開始
- ・1990年 ジュニア専門員制度の発足
- ・1991年 帰国専門家連絡会制度の発足

■事業の内容・実績

1. 国際協力専門員：高い専門技術を有し、ライフワークとして国際協力専門家を希望する者を確保する（1994年6月現在73名）
2. ジュニア専門員：国際協力の経験を有し、今後とも国際協力に従事しようとする若い人材を確保する（1994年6月現在66名）
3. 専門家登録：専門家の確保が困難な分野を中心に、派遣を希望する者を登録する（1994年6月現在828名）

4. 特別嘱託の確保：海外派遣が内定した者を確保し、研修などを行う（1993年度27名）
5. 海外長期研修：指導的な専門家となることが期待されている者を海外で研修させる（1993年度25名）
6. 専門家派遣前集合研修：派遣が決定した専門家に、国際協力に関する講義、語学研修などを行う
7. 専門家養成研修（中期研修）：専門家となることが期待されている者に国際協力に関する講義、専門講義、語学研修などを行う
8. 地方自治体職員等国際協力実務研修：地方自治体等で国際協力に携わる者に、国際協力の基本的情報などを提供する
9. 海外開発専門家招聘：海外の開発専門家を招聘し、情報の交換を行うとともに、養成研修等での講義などを行わせる

■今後の課題

1. 養成確保事業と調査研究事業および技術情報整備事業との連携の強化
2. ニーズの多様化、高度化に対応した養成研修の拡充
3. 国際協力専門員の活用の促進
4. ジュニア専門員制度の活用の促進

■事業の実績（研修）

伸び率 (%)		1991年度	1992年度	1993年度
	開講数	8	8	8
専門家派遣前研修	専門家	584	714	699
(専門家派遣前集合研修)	随伴家族	341	337	383
	合計	925	1051	1082
専門家養成研修	開講数	3	3	3
(派遣前専門家等中期研修)	コース数	18	18	22 ^(注)
	受講者数	141	144	151
地方自治体職員等	開講数	6	5	5
国際協力実務研修	受講者数	49	81	83
(東京実施分)				
地方自治体職員等	開講数	-	3	5
国際協力実務研修	受講者数	-	108	176
(地方実施分)				
N G O 研修	開講数	3	5	8
	受講者数	7	8	36

注) インフラ(2回)、マンパワー(2回)、環境衛生、農業一般(2回)、農業土木(2回)、林業(3回)、資源エネルギー、工業開発、都市環境、公害対策、環境アセスメント、地球環境、廃棄物処理対策、教育、WID、貧困層対策

13. 援助効率促進事業

■事業の沿革

- ・1988年 JICA事業の効果的・効率的実施のため、各事業費に、ある援助の入口・出口にかかる経費を統合し、基礎研究に加える形で援助効率促進費が編成される。その際、事業の計画的実施に必要な経費、すなわち援助の入口にかかる経費に関して、技術協力センター費、保健医療費等、プロジェクト方式技術協力の事前調査にかかる経費、無償資金協力費の計画打ち合わせにかかる経費、および開発調査費のプロジェクト形成基礎調査にかかる経費を、プロジェクト形成基礎調査、およびプロジェクト確認調査に振り替えた。また、事業評価に必要な経費に関しては、プロジェクト方式技術協力のエバリュエーションにかかる経費に加え、機材供与費の機材利用評価調査、無償資金協力費の評価調査にかかる経費を案件別評価調査に、開発調査費の援助評価調査を国別評価調査、第三者評価調査、特定テーマによる評価調査、合同評価調査に、それぞれ振り替えた
- ・1989年 プロジェクト事業促進に必要な経費が加わる
- ・1990年 情報システム整備にかかる経費が加わる。その後、案件の発掘・形成、評価・フォローアップ、情報という内容が整備される

■事業の内容

1. JICAの国別・地域別アプローチ、入口・出口の強化を推進する中核的事业であり、国別援助実施指針、国別援助基本計画、評価ガイドラインとあいまって、JICA事業の効果的・効率的実施の基礎となっている
2. 事業内容は、プロジェクトの発掘・形成にかかる調査および要員確保、事業の評価およびフォローアップ、事業の基礎整備となる基礎研究および情報整備、に大別される

■平成6年度の事業内容

①事業の計画的実施に必要な経費

- 環境プロジェクト発掘調査
- プロジェクト形成調査
 - ・プロジェクト形成調査
 - ・環境配慮にかかるプロジェクト形成調査
 - ・在外事務所によるプロジェクト形成調査

プロジェクト確認調査

国別分野別援助研究

国別環境・WID情報整備調査

企画調査員

②事業評価に必要な経費

案件別終了時評価調査

国別評価調査

第三者評価調査

特定テーマによる評価調査

合同評価調査

在外事務所による事後評価調査

在外事務所による終了時評価調査

計画策定支援促進

③事業効率化基礎研究に必要な経費

国内調査

海外調査

④プロジェクト事業促進に必要な経費

案件フォローアップ(事後現況調査)

情報システム基本計画策定

機材情報整備

情報ネットワーク化促進

国別協力情報整備

在外専門調査員

■事業の実績

次表のように、その重要性から高い伸び率で予算が確保されている

	予算額(単位:百万円)	伸び率(%)
1988年度	893,421	-
1989年度	1,046,876	17.2
1990年度	1,582,288	55.9
1991年度	1,629,823	3.0
1992年度	1,817,218	11.5
1993年度	2,038,011	12.2
1994年度	2,391,296	17.3

■今後の課題

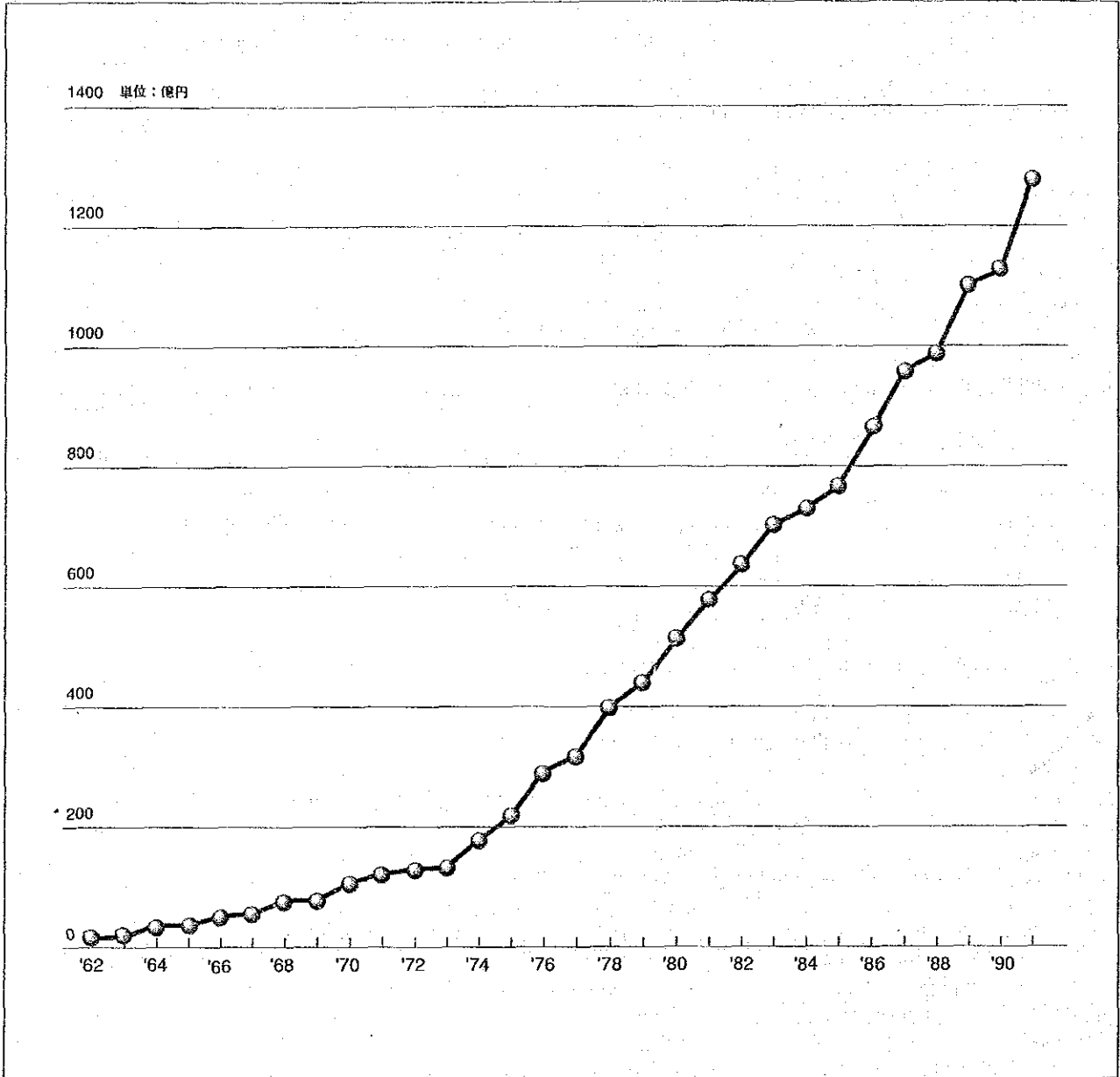
要請案件・実施案件数の増加、要請内容の多様化・複雑化に対応するため、以下を今後の課題とする

1. 事業費の拡充(案件数拡大等)
2. 実施体制の整備
3. プロジェクト形成の手法の整理
4. 国別情報の拡充
5. 評価、事後現況調査の結果の事業へのフィードバック

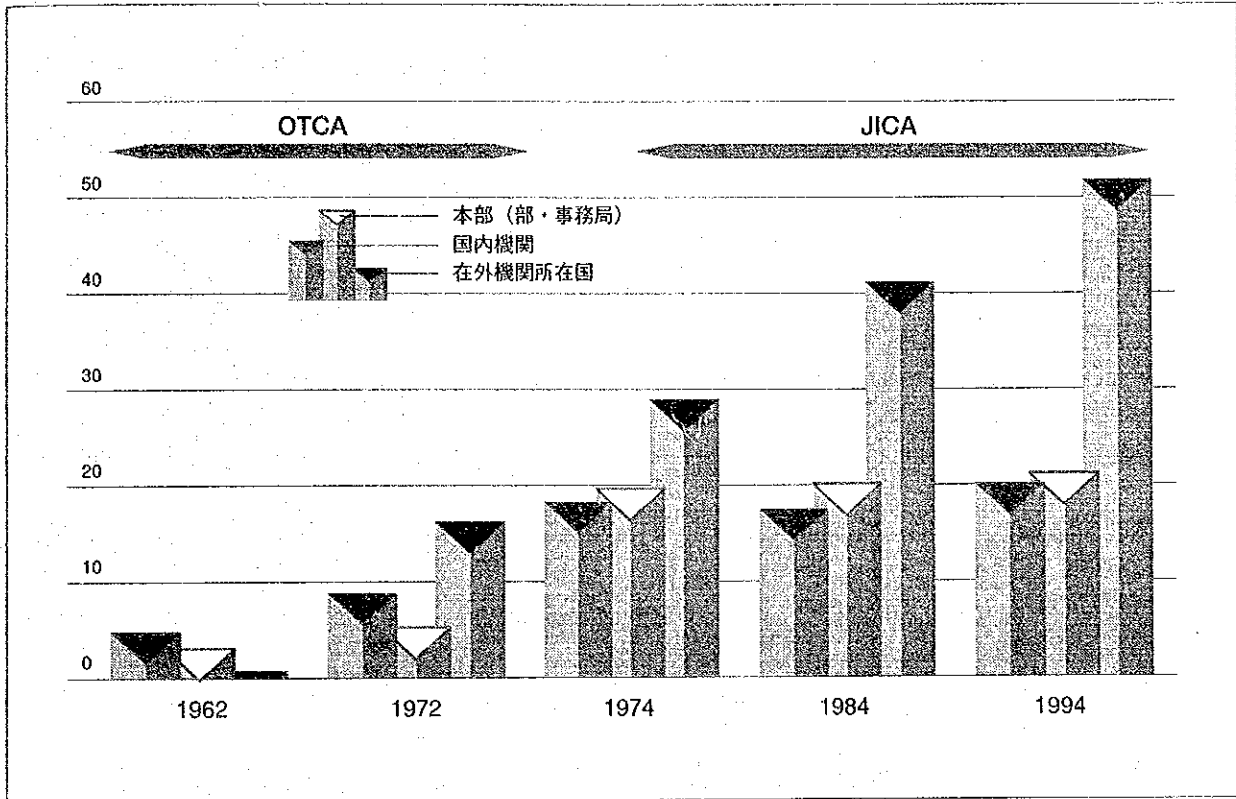
開発援助の推移

南北問題をめぐる世界の動き	我が国のODA	JICAを中心とした技術協力の歩み
復興援助から開発援助へ(1945年～1960年) 米国単独の戦災復興援助(マーシャルプラン) 復興と東西冷戦構造に基づく安全保障支持的性格 コロンボ・プラン発足(1951年)、近代化論 開発援助グループ(DAG)設立→1961年 OECD発足、DACとして引き継ぎ	輸銀設立(1950年) ODAの三本柱の確立(1950年代半ば～ 1970年代) 技術協力(1954年) 賠償(1954年)→無償(1969年) 円借款(1958年)	(社)アジア協会設立(1954年) コロンボ・プラン参加(1954年、技術協力の開始) 同年、アジア対象に研修員138名受入れ 翌年、専門家28名派遣 開発調査事業開始(1957年) 技術協力センター事業開始(1958年)
南北問題の台頭(「第1次国連開発の10年」：1960年代)、 近代化論 アフリカの独立 「新しい貿易政策を求めて」(プレビッシュ報告書) 第1回UNCTAD開催、G77の形成(1964年)	海外経済協力基金(OECF)設立(1961年) OECDのDAC加盟(1961年) 商品借款開始(1966年) 食糧援助開始(KR)(1968年) 無償資金協力開始(1969年)	OTCA設立(1962年、技術協力の一元的実施化) 海外移住事業団設立(1963年) 単独機材供与事業開始(1964年) 青年海外協力隊事業開始(1965年) 農業協力事業、開発技術協力事業開始
南北問題の展開(「第2次国連開発の10年」：1970年代) BHN戦略 「自立経済発展のためには体系的な援助を」(ピアソン報告)と「社会経済構造の变革を」(ティンバーゲン報告) オイルショック(1973、1979年) 「新国際経済秩序(NIEO)の樹立のための宣言および行動計画」採択(1974年)	OECFの政府借款の一元的実施(1975年) 賠償・準賠償完了(1977年) 食糧増産援助(1977年) ODAの量的拡大(1970年代後半) 中期目標の開始(1978年～)	JICA設立(1974年) 事業規模の拡大と多様化 実施体制の合理化 (財)国際協力サービス・センター設立(1977年3月) 無償資金協力にかかわる促進業務の外務省から事業団への移管(1978年)
南北問題から国際経済問題へ(1980年代) 構造調整 「第3次国連開発の10年」採択、南北サミット 「1980年代新実質行動計画」(国連LLDC会議) 途上国間の債務負担の拡大→債務救済、経済改革、構造調整、関連援助の重視 途上国の発展の格差拡大(「失われた10年」のアフリカと順調な成長を遂げた東アジア、ASEAN等) ブラザ合意(1985年)	1980年代前半 「経済協力の理念」取りまとめ、ODAを外交政策の柱とする努力(1980年) ODAの地域的拡大、アジア中心から他地域へ拡大 ODAの質的改善、BHN型援助が強化され、成長促進型援助と人造り援助と合わせ三本柱に ODAの実施体制整備 1980年代後半 マスコミのODAに対する集中的批判 NGO補助金の開始(1987年) 第4次ODA中期目標(1988年～1992年)策定	事業規模の一層の拡大と多様化、高度化 実施体制の合理化と強化 国際協力総合研修所設立(1983年) 人材養成確保体制強化、調査研究機能の強化等 ASEAN青年招へい事業開始(1984年) 国際緊急援助隊派遣業務開始(1987年) 援助効率促進事業開始(1988年) (財)JICS設立(1989年4月) 国別・地域別・分野別アプローチの強化、評価機能の充実
東西冷戦の終了と南北問題(1990年代) 持続可能な開発、参加型開発、開発と民主主義 「第4次国連開発の10年のための国際開発戦略」(1990年) 「技術協力における新たな方向づけのための原則」(DAC、1991年12月)、「南」への挑戦(1991年) 国連環境開発会議(UNCED)開催(1992年)	ODA大綱閣議決定(1992年) 第5次中期目標(1993年～1997年)	JICA中期事業展望の策定(JICA、1991年) 事業規模の一層の拡大と多様化、高度化 事業実施体制の強化 国際協力サービス・センターからJICEに変更(1993年2月)

■ 技術協力予算の推移 OTCA およびJICA 事業予算 (JICA分については移住事業予算を除く)



■技術協力実施機関の体制の推移

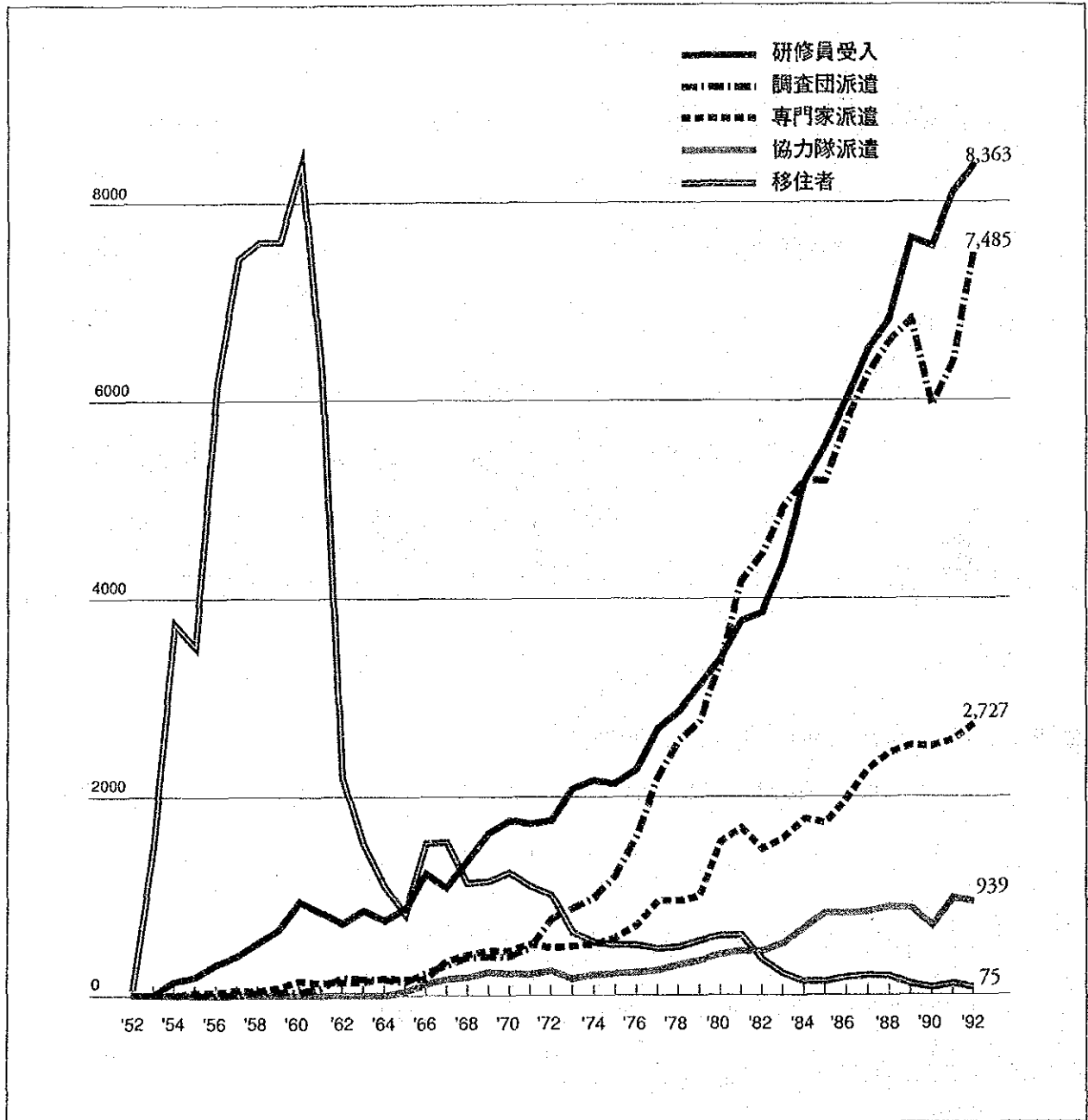


■OTCAおよびJICAの在外機関所在国*の推移

	1962 (OTCA)	1972 (OTCA)	1974 (JICA)	1984 (JICA)	1994 (JICA)
アジア	1	10	11	12	15
中南米	-	-	7	9	11
大洋州	-	-	1	4	4
中近東	-	1	1	4	5
アフリカ	-	5	7	9	11
北米	-	-	2	2	2
欧州	-	-	-	1	3
合計	1	16	29	41	51

*同一の国に事務所、駐在員または支部が複数存在する場合があります、「在外機関所在国の数」は、「在外機関の数」に必ずしも一致しない

年度別・形態別人数実績



■ JICA 関連事業の変遷

1954年	<ul style="list-style-type: none"> ●コロombo・プラン加盟。(社) アジア協会の設置 ●国連または米国との合同経費負担による研修員(個別)受入れ事業の開始
1955年	<ul style="list-style-type: none"> ●コロombo・プラン技術協力計画(研修員受入れ、専門家派遣)の開始
1956年	<ul style="list-style-type: none"> ●中近東アフリカ技術協力計画(研修員受入れ、専門家派遣)の開始
1957年	<ul style="list-style-type: none"> ●国際技術調査(開発調査事業の基礎)開始
1958年	<ul style="list-style-type: none"> ●技術協力センター事業(プロジェクト方式技術協力; 研修員受入れ+専門家派遣+機材供与)の開始 ●中南米技術協力計画(研修員受入れ、専門家派遣)の開始 ●メコン河開発調査実施 ●政府直接借款(円借款)の開始
1960年	<ul style="list-style-type: none"> ●北東アジア技術協力計画(研修員受入れ、専門家派遣)の開始
1961年	<ul style="list-style-type: none"> ●集団(コース)研修方式の導入 ●海外経済協力基金(OECF)の設立
1962年	<ul style="list-style-type: none"> ●海外技術協力事業団(OTCA)の設立 ●技術協力(研修員受入れ、専門家派遣、開発調査)の実施体制の一元化
1963年	<ul style="list-style-type: none"> ●青年技術者派遣制度の発足
1964年	<ul style="list-style-type: none"> ●機材供与事業の開始
1965年	<ul style="list-style-type: none"> ●青年海外協力隊の発足(青年技術者派遣制度の解消)
1966年	<ul style="list-style-type: none"> ●医療協力事業(プロジェクト方式技術協力)開始 ●理科教育協力事業(文部省委託)の開始
1967年	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産業協力事業(プロジェクト方式技術協力)の技術協力センター事業からの分離独立
1968年	<ul style="list-style-type: none"> ●経済開発総合基礎調査(実施設計)の開始 ○食糧援助(KR援助)の開始
1969年	<ul style="list-style-type: none"> ●小型プロジェクト協力事業(技術協力センター事業の一部として)の採用 ○二国間一般無償資金協力の開始
1970年	<ul style="list-style-type: none"> ●資源開発協力基礎調査の開始
1971年	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト研究(開発調査の一環)開始
1974年	<ul style="list-style-type: none"> ●国際協力事業団(JICA)の設立。事業形態として; 1) 研修員受入れ、2) 専門家派遣、3) 開発調査、4) 海外技術訓練センター、5) 機材供与、6) 青年海外協力隊、7) 医療協力、8) 農業協力、9) 開発技術協力(開発事業支援のための調査・融資等)、10) 海外移住事業等 ●第三国研修事業の開始 ○水産無償の開始 ○文化無償の開始
1975年	
1976年	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急災害援助の開始
1977年	<ul style="list-style-type: none"> ●研究協力事業の開始 ●大規模開発プロジェクト調査の開始(総合開発計画調査の発展的解消) ●食糧増産援助(第2KR援助)の開始
1978年	<ul style="list-style-type: none"> ○JICAにて無償資金協力の実施促進業務開始 ●産業開発協力事業(開発技術協力事業の発展的分化・改編によるプロジェクト方式技術協力)の開始 ●プロジェクト方式技術協力アフターケア事業の開始
1979年	<ul style="list-style-type: none"> ●カンボディア難民救援医療事業の開始
1980年	<ul style="list-style-type: none"> ●人口家族計画協力事業(プロジェクト方式技術協力)の新設
1982年	<ul style="list-style-type: none"> ●マレーシア東方政策研修員受入れ事業の開始 ●ASEAN人造りセンター協力事業の開始 ●国際緊急医療チーム派遣事業の開始
1983年	<ul style="list-style-type: none"> ●国際協力総合研修所の設立
1984年	<ul style="list-style-type: none"> ●21世紀のための友情計画(ASEAN青年招へい事業)の開始
1985年	<ul style="list-style-type: none"> ●海外開発青年の派遣開始
1987年	<ul style="list-style-type: none"> ●国際緊急援助隊の派遣開始 ○ノンプロ無償(構造調整支援無償)の開始 ●ASEAN科学技術協力の本格化
1988年	<ul style="list-style-type: none"> ●民間活力専門家の派遣開始 ●援助効率促進事業(個別援助研究、プロジェクト形成調査等)の開始
1989年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連ボランティアの派遣事業開始 ○小規模無償の開始
1990年	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア協力専門家制度の創設
1991年	<ul style="list-style-type: none"> ●終了案件スベアパーツ供与費の新設
1992年	<ul style="list-style-type: none"> ●民間緊急援助物資の輸送制度の創設
1993年	<ul style="list-style-type: none"> ●第二国研修の新設 ●積極型環境保全プロジェクトの新設

●技術協力関係 ○無償資金協力関係

■主要援助対象国に対する協力開始年

	アジア	中南米	中近東	アフリカ	大洋州	欧州
1954	インド インドネシア カンボディア スリ・ランカ タイ ヴィエトナム ネパール パキスタン フィリピン ミャンマー (ビルマ)					
1956	シンガポール 韓国 マレーシア					
1958	ラオス	アルゼンティン チリ ブラジル ペルー メキシコ	シリア トルコ			
1959		パラグアイ ボリビア	エジプト	エチオピア		
1960		コロンビア		ガーナ スーダン チュニジア		
1961				ナイジェリア		
1962		ホンデュラス		タンザニア		
1963		コスタ・リカ パナマ	サウディ・アラビア	ケニア モロッコ		
1964	ブルネイ	ドミニカ共和国				
1965			ジョルダン			
1968				ザンビア セネガル		
1970				マラウイ コートジボアール		
1971	Bangladesh					
1972					西サモア フィジー	
1973					バブア・ニューギニア	
1977	モンゴル					
1978	中国					
1980						ユーゴスラヴィア
1989						ポーランド ハンガリー
1990						チェッコ・スロヴァキア
1992	カザフスタン					

連携協力の概要

